# 日本型ベーシック・インカム (基礎的所得) 保障の 一構想

# 久保 知行\*

# An Idea about Japanese-Based Basic Income Security

Tomoyuki KUBO \*

#### 抄 録

「労働」の世界は、大きく変化している。生存に必要な収入を得るために寝る時間も圧迫されるように働かざるを得ない人がいる一方で、「必要不可欠ではない」有償労働によって多くの収入を得る人がいるという格差が拡大している。それに対し、「すべての人に、無条件で支給」されるベーシック・インカムは、この状況を、より良いものに変えていく可能性を有する。しかし、万人を対象とする財源の大きさに対する懸念は根強い。本稿は、日本型の一つの私案として、生活保護のような「給付型」ではなく、将来支払うこととなる税金を前借する形の「貸付(借入)型」の構想を提示しているものである。

日本型ベーシック・インカム (基礎的所得) 保障制度の一構想

- 1. 希望する国民に対し、一定額の月額給付を無利子・無担保で貸し付けるものとする。
- 2. 貸し付けた金額は、その者の将来の税金で返済してもらうものとする。
- 3. 貸し付けた者が死亡した場合、貸付残額は、その者の残余財産から優先弁済を受けるものとする。

キーワード:労働市場の変化 ベーシック・インカム 生活保護 貧困の概念 スティグマ

#### はじめに

世界的に、労働の世界に大きな変化が起きている。コンピーター技術の驚異的な発展は、仕事の省力化・効率化の域を超えて、「仕事」や「労働」の概念を大きく変えつつある。中でも、大規模化によって規模の利益を享受してきた大企業における組織や雇用は、小回

りの利く機動的で小規模の集団活動に対応する上で、変化への適応可能性や柔軟性を失ってきているように感じられる。もちろん、さりとて、大規模資本における安定性や懐の深さには、零細企業などの小規模集団に対する大きな優位性があるのも確かではある。しかしながら、変化の時代には、かつてのマンモスの滅亡のように、巨体であることが不利に

<sup>\*</sup> 筑波学院大学経営情報学部非常勤講師、Tsukuba Gakuin University

働くこともある。ダーウィンの言葉「最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるのでもない。唯一、生き残るのは変化できる者である。」は、変化の時代の金言として輝いている。

本稿は、人間の生存に必要な「糧」と、その糧を得るための「労働」とが乖離してきているという時代の激変を踏まえ、現代および未来の社会における人間の「生存」と「労働」のあり方に大石を投じたベーシック・インカムの考え方について、その問題意識や実現可能性を考察し、日本社会における適用にかかる「日本型ベーシック・インカム(基礎的所得)保障」について、一つの構想を提示し、この問題についての討議の一助とすることを目指すものである。

#### 1. ベーシック・インカムの概念と貧困

「ベーシック・インカム」を日本語にすると、「基礎的所得」ないし「基本的収入」となる。さらに、日本語化せず、そのまま用いられることも少なくない。以下では、「ベーシック・インカム」のままに加えて、「基礎的所得」という用語も用いるものとする。

基礎的所得の概念は、貧困の概念と密接に結びついている。その貧困の概念には、表1に示すように、「絶対的貧困」と「相対的貧困」とがある<sup>1)</sup>。

絶対的貧困は、衣食住といった生存に不可 欠な要素(生活必需品)が充足されていない 状況を表すものであり、相対的貧困は、「平 均的な生活水準」を尺度とするものである。 ただし、「生存」にかかる絶対的貧困といえども、その水準にかかる内容は絶対不変のものではなく、時代や地域などによっても少しずつ変化していく。それは、人間が社会的存在である以上、「生存」とは「社会的生存」であり、動物のような「自然的生存」を意味するものではないからである<sup>2)</sup>。

基礎的所得の検討にあたって、このように 貧困概念を整理する必要があるのは、所得 の「基礎的」水準を検討する必要があるから である。最終的には、様々な考え方の整理・ 調整や、財源などとの兼ね合いで、政策的な 「基礎的所得」の水準を決定する必要がある であろうが、以下の議論展開においても、貧 困の概念や水準については、常に意識してお く必要がある。

#### 2. ベーシック・インカムの要件

基礎的所得を保障する考え方は、昔からある。中でも、産業革命による産業構造の大転換の中でイギリスにおいて制定されたエリザベス救貧法は、具体的な政策として実施されたものとして注目される。しかし、近年話題となっている「ベーシック・インカム」には、特徴的な要件がある。「ベーシック・インカム」を研究し推進しているBIEN(Basic Income Earth Network)<sup>3)</sup> は、その定義と要件を、表2のように規定している<sup>4)</sup>。

ただし、この定義には、「生活に必要な最低限の金額」といった水準が含まれていない。これについては、BIEN内部でも議論があったとされているが、恐らくは、各国の状況の違いなどもあり、水準の議論に多くの時

表1 貧困の概念

区分	定義
	各家計がこれ以下の所得だと食べていけない、あるいは最低限度の生活を送ること
	ができない、といった絶対的な水準に注目する概念
相対的貧困	社会全体との相対的な比較によって貧困を定義するという考え方

定義:すべての人に、個人単位で、資力調査や労働要件を課さずに無条件で定期的に給付されるお金						
要件1:定期的	一回限りで一括という形ではなく、(毎月などのように)規則的に支払われる。					
要件 2: 現金給付	給付を受けた人がそれを何に使うかを決められるように、適切な交換手段で支払われる。食料やサービスなどのような現物の給付ではないし、使用目的が定められたバウチャーでの給付でもない。					
要件3:個人	個人単位で支払われる。したがって、たとえば世帯単位ではない。					
要件4:普遍的	資力調査なしに、すべての人に支払われる。					
要件5:無条件	働くことや、働く意思を表示することを要件とはせず、支払われる。					

間や労力を割くのは建設的ではないという判断によるものであろう。しかしながら、ベーシック・インカムを論じる人々にとって、「ベーシック」な水準は決定的に重要なのであるから、「生活に必要な最低限の金額」は、常に意識しておく必要がある。

以下でのベーシック・インカムは、上記の定義・要件に水準を加え、「すべての人に、個人単位で、資力調査や労働要件を課さずに無条件で定期的に、生活に必要な最低限の金額を支給する制度」として論じる。特に、「普遍的(すべての人)に、無条件で支給」という点が、過去や現存の類似制度とは一線を画す特徴である<sup>5)</sup>。

このベーシック・インカムには、賛否両論 があるが、その多くは、「普遍的に、無条件 で支給しという考え方に関連している。従来 の類似制度では、「すべての人」ではなく、 貧困者に限定した給付としている。また、「無 条件」ではなく、就労の促進などを要件とし ていたり、収入や資産の調査によって支給の 是非や程度を調整したりしている。ベーシッ ク・インカム導入の賛成者は、そのような対 象の限定や調査が、支給が必要な貧困者を委 縮させたりすることによって、真に救済が必 要な貧困者に保障が行き届かない状態を生み 出していると批判し、行政コストを増大させ て支給財源を蝕んでいる、としている。一方、 反対者は、貧困者以外にも支給する必要はな いし、万人に対する給付には莫大な財源が必 要である、と批判している。また、「生活に 必要な最低限の金額」の水準にもよるが、労 働意欲への悪影響について懸念する声も大き い。

#### 3. 日本の「生活保護制度」の評価

日本における基礎的所得保障の考察では、 日本国憲法第25条の「生存権」の規定から始める必要がある。憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」は、単なる飢餓からの脱却にかかる「自然的生存」ではなく、その社会および時代における「社会的生存」にかかるものと考えられるが、その具体的内容は、生活保護法に委ねられている。

生活保護法では、基本原理として、「国家責任の原理」(第1条)、「無差別平等の原理」(第3条)、「最低生活保障の原理」(第3条)、「補足性の原理」(第4条)の4つを掲げている。「国家責任の原理」「無差別平等の原理」「最低生活保障の原理」は、憲法の規定をほぼなぞったものであるが、「補足性の原理」は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」として、扶養義務者の扶養を保護より優先するもので、憲法に即しているとは言い切れない。この点が、生存権にかかる生活保護制度の有効性・妥当性に関する大きな論点と言えよう。

筑波学院大学紀要18 2023

生活保護制度の状況を、「ベーシック・イ ンカム | の要件と比較してみると、表3のよ うになる。

このように、生活保護の状況は、「ベーシッ ク・インカム」とは大きく異なっている。そ して、そのために、生活保護制度は生存権保 障の機能を十分には果していない、と批判さ れているのである。その機能不全を推定させ る調査結果が、表 4 である<sup>6)</sup>。

低所得者をどのように定義するかは難しい が、上記表の国民生活基礎調査で見た場合、 平成28 (2016) 年時点では、貧困者世帯割合 は、所得のみでみた場合10.9%、資産を考慮 した場合4.2%であった。そして、被保護世 帯割合(低所得世帯数に対する被保護世帯数 の割合)は、所得のみでみた場合22.6%、資 産を考慮した場合43.3%であった。ただし、 「いわゆる捕捉率については、生活保護の申 請がなされなければ、保有する資産や親族か らの扶養の可否などの調査等が困難であるた め、正確に把握することは困難 (7) とされて いる。それでも、低所得者世帯の多くが、生

要件2:現金給付

要件3:個人

要件4:普遍的 要件5:無条件 活保護による救済を受けることができていな いことは推定されよう。

次いで、生活保護類似制度に関して、国際 比較で見てみよう<sup>8)</sup>。

まず、表5の貧困状況の国際比較である が、原表の注記では、「相対的貧困率とは、 等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人 員の平方根で割って調整した所得)の中央値 の一定割合(本表では50%)に満たない世帯 員の割合である」としており、標準的(平均 的) な所得の半分未満の世帯を、相対的貧困 とみなしている。日本について、2018年で見 ると、15.7%で、(より高そうで)数値の出 ていないアメリカを除くと、韓国、メキシコ に次いで高い水準となっている。

一方、生活保護が区分される公的扶助制 度の費用は、社会支出の「その他の社会政 策分野 | に含まれる。各国の公的扶助制度 の内容は様々であり、単純な比較はできない が、「分野別公的社会支出(2017年)」の6ヶ 国比較 $^{9)}$  でみると、例えば、スウェーデン (2017年の相対的貧困率9.3%、公的扶助関連

希望者が申請する必要があり、収入・資力・扶養の調査が行われる。

就労活動への積極的な取り組みが必要とされている。

区分	充足度	備考
要件1:定期的	0	毎月の給付が原則である。

一部に、現物給付がある。

世帯を原則としている。

生活保護制度の「ベーシック・インカム」要件の充足度

表 4	低所得者割合及び生活保護基準以下の低所得世帯数に対する
	被保護世帯数の割合(被保護世帯割合)の年次推移

		全国消費実態調査 (生活扶助+教育扶助等)			全国消費実態調査 (生活扶助+住宅扶助+教育扶助等)			国民生活基礎調査 (生活扶助+教育扶助等)			
		平成16年	平成21年	平成26年	平成16年	平成21年	平成26年	平成19年	平成22年	平成25年	平成28年
低所得世帯割合	所得のみ	4.9%	5.3%	5.7%	6.7%	7.5%	7.7%	12.4%	11.5%	12.7%	10.9%
	資産を考慮	0.3%	0.4%	0.5% (1.3%)	0.7%	0.8%	1.0% (2.3%)	4.8%	3.9%	5.1%	4.2%
低所得世帯数に対する 被保護世帯数の割合 (被保護世帯割合)	所得のみ	29.6%	31.5%	35.0%	23.8%	24.5%	28.3%	15.3%	19.6%	19.7%	22.6%
	資産を考慮	87.4%	87.2%	87.0% (70.8%)	75.8%	74.8%	75.5% (56.7%)	32.1%	41.8%	38.1%	43.3%

支出 GDP 比1.1%)やフランス(2017年の相対的貧困率8.1%、公的扶助関連支出 GDP 比0.9%)と比較すると、日本は、相対的貧困率(2018年で15.7%)が高い一方で、公的扶助関連支出の GDP 比0.4%は大きくない。やはり、日本の生活保護制度は、十分なセーフティネットとして機能しているとは言い難いのではないか、と推定されよう。

## 4. 「スティグマ」の問題

もっとも、他の国々でも、生活保護類似制度が十分に機能しているというわけではないようである。もし、機能しているのなら、ベーシック・インカムを求める声が世界中で高まってくることはないであろう。最大の問題は、こうした生活保護類似制度を受給する際の「スティグマ」意識による障害である。「スティグマ(stigma)」とは、「汚名」「恥辱」

を示すもの(Weblio 英和辞書)であるが、「ギリシャ語で、奴隷や犯罪者の身体に刻印された『しるし』を意味する」 $^{10)}$ とのことである。日本で言えば、江戸時代の犯罪者への「入墨」のようなイメージのものであろうか。

そのような恥辱を受けてまで、生活保護類似制度に頼ろうとは思わない、というのは当然の心情であろう。もともと、貧困者救済は、1601年のエリザベス救貧法の時代から、慈善や恩恵の側面を持っていた。日本においても、日本国憲法の制定以前の旧生活保護法には、そうした意識が色濃く残っていた<sup>11)</sup>。「権利としての生存権」は、いまだに、一般の人々の意識に根差したものとはなりきっていないように思われる。ベーシック・インカムの要件として「すべての人に、無条件に支給」が強く主張されるのは、この「スティグマ」と表裏一体なのが、その「スティグマ」と表裏一体なのが、

表 5 相対的貧困率の国際比較

Table 5-16: Percentage of people with an income below 50% of median income

	1990年	2000	2010	2015	2016	2017	2018	2019	
									%
日本 1)	-	15.3	16.0	15.7	-	-	15.7	-	JPN
アメリカ	-	16.9	17.4	16.8	17.8	17.8	-	-	USA
カナダ	11.9	12.0	13.1	14.2	12.4	12.0	11.8	11.6	CAN
イギリス	13.7	11.0	11.0	10.9	11.1	11.9	11.7	12.4	UK
ドイツ	5.5	7.6	8.8	10.1	10.4	10.4	9.8	-	DEU
フランス	-	7.2	7.9	8.1	8.3	8.1	8.5	-	FRA
イタリア 2)	11.0	12.2	13.4	14.4	13.7	13.9	14.2	-	ITA
オランダ 3)	5.7	6.6	7.2	7.8	8.3	-	-	-	NLC
デンマーク	6.2	5.1	6.0	5.5	5.8	6.1	-	-	DNK
スウェーデン 2)	3.6	5.3	9.1	9.2	9.1	9.3	8.9	9.3	SWE
フィンランド	5.6	5.3	7.2	6.3	5.8	6.3	6.5	-	FIN
ノルウェー		6.3	7.5	8.1	8.2	8.4	8.4	-	NOF
韓国	-	-	14.9	17.5	17.6	17.3	16.7	-	KOR
オーストラリア	-	12.2	14.4	-	12.1	-	12.4	-	AUS
ニュージーランド 4)	9.0	9.8	9.8	10.9	-	-	-	-	NZI
メキシコ 5)	20.2	21.5	20.4	-	16.6	-	15.9	-	MEX

出典: OECD Database "Income distribution - Poverty" (https://stats.oecd.org/) 2021年9月現在

「働かざる者、食うべからず」という考え方である。これは、「食べていくためには、まじめに働かなければならない」ということで、その由来は、「新約聖書―テサロニケの信徒への手紙二」に出て来ることば、とされている<sup>12)</sup>。

この考え方は、洋の東西を問わず、人々の意識に深く浸透しているように思われる。また、日本国憲法においても、第25条の「生存権保障」と並んで、第27条には「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」と「勤労の(権利)義務」が規定されている。権利と義務は、表裏一体のものであろう。「食う」ための条件のように「働く」ことを考えることには大いに問題があるが、誰も働かなければ、全員が食うことができない。この問題は、後に述べる、労働の意味とベーシック・インカムの財源に関わってくる。

## 5. ベーシック・インカムの財源の問題

ベーシック・インカムについては、様々な取り組みや議論が行われてきている。いろいろな試みが行われているが、2016年5月のスイスにおけるベーシック・インカム実施のための国民投票は、特に注目を集めた。結果としては否決(賛成23%)されたわけであるが、世界的に大きな話題となってベーシック・インカムについての認知や考察が進み、再投票に向けての動きも出てきているそうである<sup>13)</sup>。

スイスの国民投票でも大きな議論になったのが、制度実施に伴う財源の問題である。仮に、日本で実施するとした場合、月額10万円を全国民1億2505万人(2021年12月確定値)に給付するとすれば、年額150兆円が必要になる。この場合、既存の社会保障制度を、どう調整するかも考える必要が生じる。この点がベーシック・インカム導入に対する賛否にも影響しており、導入により既存の社会保障

制度は基本的に不要になるという考え方と、 導入に賛成しつつも、それが社会保障制度の 後退につながるものであってはならないとす る考え方とが対立しており、導入賛成論者は 呉越同舟の状態にあるとも評されている。

この財源問題については、税の専門家である森信茂樹が、著者『デジタル経済と税』の「ベーシック・インカムの財源」で、子細に論じている $^{14)}$ 。一律の所得税、炭素税や土地税、資産税、相続税、金融取引税、ロボット税、あるいはタックスペイブンに留保されている巨額の財源への課税、などがアイデアとして出されているようである。

その上で、森信は、いずれも直ちに現実的な選択肢ではないとし、ベーシック・インカムの代案として「給付付き税額控除(勤労税額控除)」を提案している。しかし、筆者としては同調できない。その最大の理由は、AIの活用により加速している労働市場の変化である。

## 6. 労働市場の変化

ベーシック・インカムの議論を推進している大きな要素は、労働市場の変化である。特に、AIの普及は、従来の労働の多くを駆逐する勢いを有しており、また、ITを利用した知識集約により、一部の人間が巨額の富を獲得する一方で、多くの労働者の職や賃金が減少するという「格差の拡大」が、誰の眼にも見えるようになってきている。スイスでベーシック・インカム制度導入の国民投票に到った背景にも、このような状況に対する反ロボット運動のようなものがあった。

ここで、「労働」とは何を意味するのかを 整理しておこう。デジタル大辞泉では、「労 働」は「からだを使って働くこと。特に、収 入を得る目的で、からだや知能を使って働く こと。」とされており、「労働者」は「自己の 労働力を提供し、その対価としての賃金や給 料によって生活する者」とされている。「労働者」や「労働市場」という場合には、「収入」や「対価」がつきものとなるが、広義の「労働」は、目に見える形での賃金などを伴うものだけではない。そこで、広義の「労働」を個人の立場から区分してみると、表6のようになるであろう。

「収入を得る目的」にかかる狭義の労働は、対価が有償である区分 I と区分Ⅲとである。ただし、必要性についての判定は、時代や社会の状況によって異なることになる。かつては、衣食住といった生存に必要な最低限の糧を得るための労働、すなわち「生きるための労働」が大勢を占めていた時代もあった。それは、絶対的貧困と密着しているものであった。それが、時代や社会の状況によって変化し、貧困の概念も、絶対的貧困から、その時代の社会における相対的貧困が主体となるように変化してきたのである。

労働市場では、この有償の区分Ⅰと区分Ⅲ を対象としている。従来、機械化などによる 省力化・効率化は、社会全体として、この区 分Iの生存目的にかかる労働の費用や負担を 圧縮する目的を大きく有していたと思われ る。経済学者ケインズは、1930年の講演で、 「2030年には人々の労働時間は週15時間にな る  $\mid$  と予測していたとされている $^{15)}$ 。とこ ろが、実際には、そうなっていない。もちろ ん、当時から、労働時間は大きく減少し、週 休2日制は定着し、週休3日や4日といった 声も聞かれるようになってきている。しか し、一方で、長時間労働による「過労死」な どの問題が深刻化しており、誰もが週15時間 の労働時間を享受できる状態とはほど遠い。 予想が外れた一つの原因として、「女性の解 放」をあげる意見もある $^{16)}$ 。しかし、これは、区分 I を担う主力であった男性目線の発想である。女性の解放で出てきたのは、区分 II の無償労働が区分 I の有償労働に置き換わる部分が出てきたということであろう。その部分も加味すれば、必要不可欠な労働に関する広義の労働時間は、着実に減少してきたと言えるのではないか。

労働市場の変化にかかる問題は、生存に必要な区分 I の収入を得るために寝る時間も圧迫されるように働かざるを得ない人がいる一方で、区分 III の「必要不可欠ではない」有償労働によって多くの収入を得る人がいるという格差の拡大が、許容できないほどに大きくなっていることにあるのではないか。先のケインズの予測が外れた点について、「くだらない仕事」が増えているという指摘がある $I^{(17)}$ 。専門家の半数が、自分の仕事は「意味も重要性もない」と感じている、との調査結果もある $I^{(18)}$ 。

この点で、貧困から脱却するための「就労の促進」や、就労所得を前提とした「給付付き税額控除」などの仕組みには、大きな問題があると考えざるを得ない。「くだらない仕事」から「有意義な仕事」に、「有償」ではない「無償」の仕事にも社会的価値があり得ることに、人々の意識を転換させることが重要であり、ベーシック・インカムの導入により、「人間の価値を仕事から切り離す」と言う人もいる<sup>19)</sup>。

#### 7. 格差拡大と現代の奴隷制度

そのような中で、ITなどの先端技術を使いこなす人々の収入は、巨額の水準になって

表 6 広義の「労働」の区分

↓対価 →必要性	必要不可欠である	必要不可欠ではない
有償	区分 I (生存目的の仕事)	区分Ⅲ (遊興目的の仕事)
無償	区分Ⅱ(家事・育児など)	区分Ⅳ(趣味・娯楽など)

いる。アメリカでは、貧富の差は、奴隷労働 の上に成り立っていた古代ローマ時代より大 きくなっている、との指摘もある<sup>20)</sup>。筆者 自身、1980年代後半にアメリカに一時滞在し ていた頃に、奴隷制度があった当時の大邸宅 を見学する機会があったが、その規模に驚く と同時に、多くの使用人を抱えられたのは、 奴隷制度があってのことではなかったかと感 じたものである。ところが、現在の大富豪は、 自家用のジェットやヨットを保有している上 に、別荘も含めた大邸宅を保有している。当 然、多くの使用人を抱えているわけである が、それは著しい所得格差によるものと思わ ざるを得ない。すなわち、封建時代の王侯・ 貴族の生活が、資本主義体制の中で、現代に 復活してしまっているのではないかとの感を 強くする。

生存権にかかる「必要不可欠である」ものは、区分 I と区分 II である。そのうち、有償の区分 I は、生活費を稼ぐための労働であり、ベーシック・インカムの対象である。しかし、生存に不可欠なのは、区分 I だけではない。家事や育児といった無償の区分 II も必要である I ところが、区分 I の収入確保に窮する場合には、区分 II に充てられる時間が圧迫され、家事や育児などの質・量が低下することになりかねない。区分 I がベーシック・インカムで保障されるなら、区分 II に充さる時間的・精神的余裕が生まれるのではないかと考えられる。この点が、ベーシッ

ク・インカムの最大の利点ではないか。この 点も含め、以下で論じる「ベーシック・イン カム保障による『労働』への影響」の要点を 整理してみたのが、表7である。

区分Ⅱについて、豊かな者は、外部委託に よって調達することができる。先に述べた 王侯・貴族的生活の復活は、区分Ⅱの購入 によって支えられているわけである。一方、 ベーシック・インカムが保障されていない状 熊においては、貧しい人々は、区分Ⅰの収入 を確保するために、劣悪な労働条件であって も働かなければならないことになる。長時間 働いても、貧困状態から抜け出すことのでき ない「ワーキング・プア」の状況も生まれる。 そして、区分Ⅱの家事や育児などに回す時間 的余裕を失えば、区分Ⅰで得た乏しい収入の 一部を割いて、区分Ⅱで不足する部分を外部 から購入せざるを得ない状態にも陥り得る。 格差の拡大のもたらす本質的な問題は、区分 Iが市場経済にさらされた結果、区分Iと区 分Ⅱの生存に必要な部分において、一方に何 ら懸念を持たない富裕層が生じ、もう一方に 生活に事欠き、場合によっては、そうした富 裕層に低賃金で奉仕するしかない貧困層が生 まれる点にある。

このような状況は、「現代の奴隷制度」とも言えるのではないか。劣悪な労働状況に置かれ、セクハラやパワハラなどに悩まされながら、長時間働いても区分 I での生存目的の収入を十分には確保できない人々を放置して

		10012
↓対価→必要性	必要不可欠である	必要不可欠ではない
有償	区分 I (生存目的の仕事) <ベーシック・インカム保障> 賃金_ 時間的・精神的余裕	区分Ⅲ (遊興目的の仕事)
無償	区分Ⅱ(家事・育児など)	区分Ⅳ (趣味・娯楽など)

表7 ベーシック・インカム保障による「労働」への影響

いるのは、とても正当とは言い難い。そして、プライドを剥ぎ取られ、慈悲のように提供される生活保護類似制度であれば、「生きるための『最低限の』衣食住が保障されていた」 $^{22}$ という奴隷の状況と変わりないのではないか $^{23}$ 。

それでは、区分Iの部分が、ベーシック・インカムで保障されるようになれば、どうなるであろうか。その効果は、先に述べた区分IIへの好影響に留まらない。区分IIIと区分IVにかかる「必要不可欠ではない」とされる部分は、「遊興目的」と言うと響きが悪いが、趣味や娯楽など、生活に潤いをもたらすものにもなく、そのように生活に潤いをもたらすものに目を向ける余裕を得るようになってきたことこそ、文明や人類の進歩として誇れるものであろう。かつては一部の特権階級のみが享受してきたものが、大衆に開放されるようになったのなら、非常に喜ばしい。

だが、生存に窮する人々をとり残し、そのような状態にある人々が、富裕層の「必要不可欠ではない」部分に低賃金で奉仕するような状況まで生み出しているのであれば、それは正義にもとるものである。ベーシック・インカムの導入には、現代の奴隷解放の意味合いがあるのである。

#### 8. 新しい「労働」の世界

以上に述べたことを考えると、「労働」の意味は、大きく変化することになる。一言でいえば、「食う」ための労働から、「楽しむ」ための労働への移行である。富裕層の場合には、すでに、そのような状況が実現していると考えられる。しかし、貧困層では、「食う」ための労働に縛り付けられているのが現実であろう。ベーシック・インカムの導入は、この状況を一変させ、誰もが「楽しむ」ための労働を享受できるようにするのである。

ベーシック・インカムに対する反対論の中に、最低限の生活保障がなされれば、人々は働かなくなるというものがある。この意見は、二つの点で間違っている。一つは、ベーシック・インカムが保障するのは、生きるために必要な収入にかかる区分 I の有償労働のみであり、家事・育児などの無償労働である区分 II のための時間的・精神的余裕を増大させることになる、という点である。「労働」を有償部分のみの狭い視点で考えるから、「働かなくなる」と言い出すのであって、無償労働も含めた広義の「労働」で考えれば、「働かなくなる」ことはあり得ない。

もう一つは、ベーシック・インカムの保障によって、有償の区分IIや無償の区分IVにおける「必要不可欠ではない」労働、言い換えれば、楽しむための労働は、むしろ活性化されると考えられる点である。人類が、生きるための生存確保の労働で満足していたのであれば、文明や社会は、ここまで進歩することはなかったであろう。楽しむための労働に目を向けてきたからこそ、現在の状況がある。労働の主眼が楽しむためのものとなってきている状況では、有償であれ、無償であれ、そのための労働を厭うことはないのではないか。

有償労働に関する需給に目を向けると、社会全体で見て、生存に必要不可欠な有償労働(エッセンシャル・ワーク)の供給者は、ベーシック・インカム保障で、少なくなることが考えられる。しかし一方で、その需要は、底堅く残る。そうした状況についての市場原理によれば、生存に必要不可欠な有償労働の供給者に支払われる賃金は、上昇することになるであろう。そのことが社会的に見て望ましいことは、新型コロナに急襲された世界中で、エッセンシャル・ワーカーの重要性が再認識されたことにつながる。富裕者が、そうしたエッセンシャル・ワーカーのサービスを相対的に安価に入手・利用できる状況が覆さ

れても、問題はないのではないか。反面、生存に必要不可欠な有償労働の供給者にかかる賃金の引き上げは、その者についての区分Ⅲの「必要不可欠とは言えない」有償労働の収入確保につながり、人生を楽しむための機会を増大させることになり得るであろう。

これまで行われたベーシック・インカムに 関する実証実験でも、労働意欲の顕著な減退 は見られていないようである。もちろん、そ れらの取り組みが、短期的や一時的であるこ とや、給付の水準次第で影響は異なり得るこ とは考慮する必要があるが、「食う」ための (有償) 労働だけを考える狭量な世界から抜 け出し、広い視野で、人類の進歩や未来に向 けた可能性に目を向ける必要があるのではな いか。「働かざる者、食うべからず」の背後 にある考え方は、生存に必要不可欠な「労働」 が太宗を占める世界や時代において、そのよ うな労働に誰もが携わるべきであるというも のであるが、区分Ⅱの無償労働を無視・軽視 していたものであったし、人類の進歩や文明 の発展により、多くの国において、生存のた めの労働が主体である状況とは大きく変わっ てきていると思われる。

# 9. 日本型ベーシック・インカム (基礎的所得) 保障制度の構想

とはいえ、ベーシック・インカム制度を直 ちに導入できる機運とはなっていない。新し い制度であり、既存制度から突き抜けた考え 方であるから、財源や労働意欲の変化に対す る不安、あるいは既存の社会保障制度に及ぼ す影響など、様々な懸念が生じることも理解 できる。しかし、格差の拡大は、収まるどこ ろか、どんどん拡大している状況にあり、事 態は切迫してきている。

そこで、日本の現状を踏まえた一つの構想 を提示してみたい。それは、次のようなもの である。 日本型ベーシック・インカム (基礎的所得) 保障制度の一構想

- 1. 希望する国民に対し、一定額の月額 給付を無利子・無担保で貸し付ける ものとする。
- 2. 貸し付けた金額は、その者の将来の税金で返済してもらうものとする。
- 3. 貸し付けた者が死亡した場合、貸付 残額は、その者の残余財産から優先 弁済を受けるものとする。

要するに、本来の「給付型」のベーシック・インカムに代えて、「貸付型」のベーシック・インカムの導入を提言するものである。以下、具体的に説明しよう。

まず、第1の点であるが、第2節で述べたベーシック・インカムの要件との大きな違いは、対象が「全国民」ではなく、「希望する国民」である点にある。ベーシック・インカムに対する批判の一つとして、生活に困っていない大金持ちにまで支給する必要はない、という点がある。この批判には、心情的な面もあるが、財源的な面もある。しかし、対象を「困窮している国民」と選別的なものにしまえば、それは結局、十分に機能していない生活保護のようなものになってしまう。上記の「希望する国民」は、希望以外の何の条件を付さないものである。その上で、何よりも最大の違いは、「給付する」のでなく、「貸し付ける」点にある。

そのことが、第2の点に関わってくる。生活保護もそうであるが、ベーシック・インカムの最大の目的は「貧困からの救済」である。しかし、貧困状態は、永続的なものとは限らない。生まれながらの障がいを負った人々などは、自立に苦労し困難な場合もあるであろうが、それでも必死に自立に向けた努力を続けている人々もいる。さらに、生活が保障されれば、教育や訓練に向ける時間的・精神的余裕も生まれるであろう。そこで、日本型

ベーシック・インカム制度による貧困救済は、基本的に一時的なものと考え、救済を受けた人の将来の収入にかかる税金から返済してもらうこととするのである。いわば、将来の税金を前借する形である<sup>24)</sup>。国は教育・訓練などの支援を行う必要があるが、個々人のそのような努力を強制したりすることは、あってはならない。

第3の点は、貸し付けについての最終回収 手段である。実は、筆者は、生活保護を貸付 方式に切り替えるべきである、とかねてより 主張してきた。その問題意識や考え方は、こ の構想で述べているものと同じであるが、貸 付方式への変更の狙いは、生活保護資金の保 全である。すなわち、給付型であれば、提供 された資金は受給者の個人財産になる。それ 自体には問題はないのであるが、その受給者 が万一にも死亡した場合に問題が生じる。個 人財産なので、相続の対象になるわけである が、その際に、受給者の生前に何ら支援を行 わなかった親族が、その個人財産を狙ってく るということが起こり得るのである。貸付方 式であれば、残余財産からの貸付残額の優先 弁済によって、このような事態を防ぐことが できる。

なお、金額水準については、きちんとした 資料や分析による検討が必要であるが、現時 点における一応の目安としてあげれば、成人 の場合には月額10万円、未成年の場合には月 額5万円といったものが考えられる。また、 上記の構想と既存の社会保障制度との関わり についてであるが、この構想で生活保護と類 似制度は代替されることになるが、他の社会 保障制度に変更はないものと考えている。

# 10.「貸付方式」を提唱する理由や財源 規模など

前章では、「日本型」ベーシック・インカムとして、「貸付方式」を提唱しているが、

それは、「給付方式」の実現が当面は困難であるから、ということではない。ベーシック・インカムの本来の意義は、一時的な生活困窮を救い、自立についての準備を行うための肉体的・精神的な余裕と支援を提供することにある、と考えるからである。この意味では、あえて「日本型」と冠する必要はないわけであるが、考察が日本の生活保護制度の現状からのものであることに加えて、他国には、その国なりの事情があるものと考えられるためである<sup>25)</sup>。

「貸付方式」を提唱する最大の理由は、迅 速な貧困救済に寄与し得るからである。その 上に、不正受給に対する抑止効果がある。「給 付」と「貸付」の最大の違いは、その資産が、 受給者のものとなるのか、それとも支給者の ものとなるのか、という点である。受給者の 資産になってしまえば、不正受給の場合で あっても、返還を求めることは、そう簡単で はない。新型コロナ渦で、様々な給付金が提 供されたが、多くの不正受給の事例が発生し ている。「給付」の問題点は、誰の眼にも明 らかになったのではないか。そして、そのこ とが、給付型の生活保護受給に対する国民の 厳しい視線につながり、生活困窮者が受給申 請をためらう一因にもなる。また、「給付」で は、税金で支援を受けたという負い目を、拭 い去る手段がない。これに対し、「貸付」で あれば、返済によって自立を証明でき、支援 に対する報恩の気持ちを持つことができる。

では、「貸付方式」とした場合、どの程度 の資金規模が想定されるのであろうか。参考 とすべき生活保護費負担金(事業費ベース) の規模は、約3.7兆円(令和4年度当初予算) であるが、実績値の約半分は医療扶助とされ ており、2020年度実績の生活扶助は、約1.1 兆円である<sup>26)</sup>。ただし、「貸付方式」に切り 替えて困窮者救済を拡大した場合、必要な資 金規模は当然膨らむ可能性がある。その推定 に、先に見た表4の「低所得世帯数に対する

被保護世帯数の割合」を用いれば、平成28年(2016年)の所得のみで見た被保護世帯割合は22.6%であるから、低所得世帯すべてをカバーするための資金規模は、1.1兆円÷22.6% =約5兆円の規模となる。この金額には、医療扶助と住宅扶助が含まれていないが、医療保険の対象外とされているため、医療費の全額が計上されているためであり、医療保険の適用を検討すべきであろう。また、住宅補助については、低所得者向けの住宅確保給付金制度が創設されているので、その拡充で検討すべきであると思われる。いずれにしても、ベーシック・インカムは、生活資金を対象としているので、それに絞って考える。

しかし、それでも、年間費用約5兆円とい う規模は、巨大である。その一つの理由は、 日本の生活保護が、他国に比べて貧弱だから である。第3章で参照した表5の関連で述べ たように、日本の公的扶助関連支出の GDP 比0.4% (2017年) が、相対的貧困率が約半 分のフランス並みの GDP 比0.9% であれば、 生活保護費用は1.1兆円×0.9%/0.4% = 2.5兆 円になる。いずれにしろ、5兆円規模の当面 必要となる財源は、生活保護の生活扶助およ び類似機能を持つ制度からの振替以外は、赤 字国債発行で賄わざるを得ないであろう。た だし、この「貸付方式」ベーシック・インカ ム制度が実現されていれば、コロナ渦という 状況により対象者は増加していたかもしれな いが、12.9兆円(事務費を含む)にも及んだ 特別定額給付金<sup>27)</sup> の支給は必要なかったも のと考えられよう。

一方、新型コロナウイルス対策として政府が実施した生活福祉資金の特例貸付(2022年9月末まで)の規模は、1.4兆円であるが、その「3割超が返済できず免除申請」と報じられている $^{28}$ )。こうした報道なども踏まえて、「貸付方式」でも貧困者問題は解決しない、と主張する向きがありそうであるが、短

絡的な見方である。緊急小口資金(20万円以内)は、据置期間1年以内・償還期間2年以内とされており、総合支援資金(二人以上世帯:月20万円以内、単身世帯:月15万円以内、貸付期間:原則3月以内)は、据置期間1年以内・償還期間10年以内とされている29)。住民税非課税であれば返済は免除されるが、非課税には到らなくても生活が困窮している人にとっては、この返済条件は過酷している人にとっては、この返済条件は過酷である。奨学金の返済も、「出世払い」が検討されているが、緊急支援で生活再建を促し、再建後に返済してもらえばよいであるう。この論文での提言で、「貸し付けた金額は、その者の将来の税金で返済してもらうものとする。」としているのは、それ故である。

残る問題は、それでも返済できなかった分 は、どうするのか、である。これに対しては、 「貸し付けた者が死亡した場合、貸付残額は、 その者の残余財産から優先弁済を受けるも のとする。」とした上で、最終的には債権放 棄とせざるを得ない。現在の生活保護の給付 方式では、扶助金は受給者の財産となってい て、生前にまったく扶養の支援をしなかった 遺族が、その財産の回収にだけ出て来る、と いうことが起こり得る。「貸付方式」は、そ れを抑止することができるのである。最終的 な債権放棄の額がどの程度になるのかは、国 民の意識(変化)次第でもあるので、断定的 な事は言えないが、現在の(高齢化の状況を 勘案した) 生活保護の生活扶助費の範囲内に は収まるものと考えている。当面の費用負担 が増大するように見えても、究極的な負担 は、債権放棄分と利子負担分であり、現在の 公的扶助の費用を上回るとは考えていない。 もっと言えば、そのような債権放棄の状況を 回避するために、借入者の生活再建を全力で 支援することこそが、国家の責任と言えるの ではないか。貧困を脱し、勤労と納税の状況 に到るために、国家も国民も、連帯した責任 を負っているのである。

#### おわりに

以上、ベーシック・インカムについて、その考え方を整理した上で、日本への適用の観点から、日本型ベーシック・インカムの一つの構想を提示してみた。その考察の中で、自由競争を旗頭とする資本主義について、これまでの社会発展への貢献は感じつつも、格差拡大がもたらす「現代の奴隷制度」を招いている負の側面を、強く感じずにはいられなかった。

正直なところ、「働かざる者、食うべからず」という考え方は、筆者の内にも巣くっている。それは恐らく、第2次大戦の敗戦によって日本が廃墟となり、「食う」ことが最優先であった時代の雰囲気を、筆者も幼かったとはいえ、濃厚に感じ取っていたからであろう。しかし、時代は、大きく変化してきたのである。

いまだに「食うために働く」人がいる一方で、一生のうちに使いきれない資産を有する富裕層が目に付くようになっていることは、まともな姿ではない。コロナ渦で、エッセンシャル・ワーカーともてはやされている人々の中に、生活に窮する労働条件が散見されるようであるのは、容認できない不平等である。エッセンシャル・ワークを提供している人々には、単なる賛辞だけでなく、それにふさわしい待遇が提供されるべきであろう。(以上)

#### 注

- 1)参照文献7「日本の貧困と労働に関する実証 分析 | p5-6
- 2) その結果、例えば、通信手段としての「携帯 電話」なども「生活必需品」になり得る。
- 3) https://basicincome.org/
- 4) 参照文献 2 『お金のために働く必要がなくなったら、何をしますか?』 p77以降
- 5) そのため、「ユニバーサル・ベーシック・イン

- カム (UBI)」と呼ばれることもある。
- 6) 参照文献10「生活保護関係全国係長会議資料」 (2018年9月4日) p67
- 7) 表4の参照文献における原表に関する注記事項。
- 8) 参照 文献11『データブック国際 労働 比較 (2022)』p208「第5-16 表 相対的貧困率」
- 9) 同上 p286「第9-6表分野別公的社会支出 (2017 年)|
- 10) 『ヘルスリテラシー 健康を決める力』 用語 集: スティグマ (stigma) https://www. healthliteracy.jp/yougo/sagyo/stigma.html
- 11) 旧生活保護法の第2条では、第1項で「能力 があるにもかかわらず、勤勞の意思のない者、 勤勞を怠る者その他生計の維持に努めない者」 を、第2項で「素行不良な者」を、対象外と していた。
- 12) コトバンク (https://kotobank.jp/) /故事成 語を知る辞典「働かざる者食うべからず」の 解説
- 13) https://www.swissinfo.ch/jpn/ ベ ー シ ッ クインカム案-国民投票に向けリベンジ /46972358
- 14) 参照文献 9『デジタル経済と税』p233以降
- 15) 参照文献 5『隷属なき道』第6章 (p130以降)
- 16) 同上(参照文献 5) p138以降
- 17) 同上 p166以降。区分 I での生存目的の収入を 得るために、「くだらない仕事」に従事せざる を得ない人々も少なくないものと思われる。
- 18) 同上p167以降。その参照元資料は、ニューヨークタイムズの論説記事「Why You Hate Work」(2014年5月30日)である。https://www.nytimes.com/2014/06/01/opinion/sunday/why-you-hate-work.html
- 19) 参照文献 4 『デジタル革命で機械の奴隷にならない生き方』p160以降
- 20) 参照文献 5 『隷属なき道』 p188以降。
- 21) 無償の区分Ⅱには、家事・育児などの他に、 自営の農業など自給自足部分も含まれよう。
- 22) 参照文献 6「植民地期カリブ海地域における

黒人奴隷制に対する抵抗と現在の『新奴隷 制』」p140

- 23) 同上 p142では、奴隷制の3つの構成要件として、「『人』の売買」「無償労働の強制」「アイデンティティの問題」をあげている。
- 24) この貸付と返済の管理には、マイナンバー カードが利用できるであろう。
- 25) なお、生活保護もそうであるが、基本的には 日本国民に対する制度であり、在日外国人に 対する適用については、慎重にならざるを得 ない。在日外国大使館を通じた貸付などが考 えられるが、ここでは、さらなる論考は行わ ない。
- 26) 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活 保護部会(2022年6月3日)資料5の7頁
- 27) 総務省「特別定額給付金事業の概要」https://www.soumu.go.jp/main\_content/000715375.pdf
- 28) 朝日新聞朝刊2022年10月27日付1・2面「特例 貸し付け、3割返済不能」
- 29) 「生活福祉資金の特例貸付」https://coronasupport.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/general/ index.html

#### 参照文献

- アニー・ローリー(2019)『みんなにお金を配ったら』(上原裕美子訳)(みすず書房)原著:
  Annie Lowrey (2018) GIVE PEOPLE MONEY
- 2. エノ・シュミット他 (2018) 『お金のために働 く必要がなくなったら、何をしますか?』(光 文社)
- ガイ・スタンディング(2018) 『ベーシックインカムへの道』(池村千秋訳)(プレジデント社)
  原著: Guy Standing (2017) BASIC INCOME
- 4. R.D. プレヒト (2021) 『デジタル革命で機械

- の奴隷にならない生き方』(美濃口坦訳)(日本評論社),原著: Richard David Precht (2018) Jager, Hirten, Kritiker: Eine Utopie fur die digitale Gesellshaft
- 5. ルトガー・ブレグマン (2017) 『隷属なき道』(野中香方子訳) (文藝春秋)原 著: Rutger Bregman (2016) UTOPIA FOR

REALISTS

下記の動画も参照されたい。

https://www.ted.com/talks/rutger\_bregman\_ poverty\_isn\_t\_a\_lack\_of\_character\_it\_s\_a\_ lack\_of\_cash?language=ja

- 6. 大野藍梨 (2010)「植民地期カリブ海地域 における黒人奴隷制に対する抵抗と現在の 『新奴隷制』」〈立命館言語文化研究22巻1 号 (2010年9月)〉http://www.ritsumei.ac.jp/ acd/re/k-rsc/lcs/kiyou/pdf\_22-1/RitsIILCS\_ 22.1pp.135-146\_Oono.pdf
- 7. 橋木俊韶・浦川邦夫 (2007)「日本の貧困と 労働に関する実証分析」https://www.jil.go. jp/institute/zassi/backnumber/2007/06/ pdf/004-019.pdf
- 8. 波頭亮 (2018) 『AI と BI はいかに人間を変えるのか』 (幻冬舎)
- 9. 森信茂樹 (2019) 『デジタル経済と税』(日本 経済新聞出版社)
- 10. 厚生労働省 (2018) 「生活保護関係全国 係長会議資料」(2018年9月4日) p67 https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/ 000402771.pdf
- 11. 労働政策研究・研修機構 (2022) 『データブッ ク国際労働比較 (2022)』 https://www.jil. go.jp/kokunai/statistics/databook/2022/ documents/Databook2022.pdf